

令和3年7月1日

各障害児通所支援事業所 管理者 様

港区保健福祉支援部

障害者福祉課長 小 笹 美由紀

サービス提供実績記録票の取扱い変更について（通知）

日頃より港区の障害福祉施策にご理解、ご協力いただき誠にありがとうございます。

現在、区に提出していただいております、障害児通所支援事業所が国民健康保険団体連合会へ請求する根拠となる実績記録票の写しについて、下記のとおり取扱いを変更いたしますので、ご対応のほど、よろしく願いいたします。

記

1 取扱い変更内容について

【現 行】サービス提供実績記録票の写しを港区障害者福祉課に提出する。

【変更後】サービス提供実績記録票の写しを提出不要とする。

2 変更理由

港区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和2年港区条例第54号）（以下「区条例」という。）の一部改正により、事業所における事務処理負担軽減を図るため、電磁的記録による諸記録の作成が認められました。本改正の趣旨を考慮し、事務処理負担軽減の観点から区への実績記録票の提出を不要とします。

3 変更時期

令和3年7月サービス提供分から提出不要とします。

4 留意事項

- (1) 提出不要とする実績記録票は、国民健康保険団体連合会へ請求するサービスが対象です。
- (2) サービス提供の記録、利用者の確認、記録の整備については区条例を遵守し、適切な事業所運営を実施してください。
- (3) 区が必要と判断した場合、実績記録票の提出を事業所に依頼します。区が提出を求めた場合は、速やかに提出をお願いします。
- (4) 国民健康保険団体連合会への請求方法は、変更ありません。誤りの無いよう、ご請求ください。

【問合せ】

港区保健福祉支援部障害者福祉課

障害者事業所支援係 請求担当

〒105-8511

港区芝公園1丁目5番25号

電話 03-3578-2671・2672・2677

FAX 03-3578-2678

メール minato43@city.minato.tokyo.jp